認定申請のための必要書類

標準的なケースの必要書類を表記していますので、状況に応じて他の書類を求める場合や認定できない場合もあります。

（4）父母・義父母（同居が条件）を被扶養者にしたいとき

右記必須書類 ＋状況に応じ 下記書類を提出してください	・小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書 ・チェックシート ・世帯全員の続柄入り住民票コピー（発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの） ・健康保険被保険者資格喪失証明書コピー又は 国民健康保険被保険者証コピー ・2024（2023年中）の所得証明書コピー※1

続柄区分	申請事由	収入	必要書類1	必要書類2（別居の場合）
父母・義父母（同居）・祖父母	被保険者入社	無 （2022年11月以前から無職無収入，年金無し）	・原則必須書類のみ	左記必要書類1 プラス ・「同居・別居申請書」 及び ・別居先の世帯全員の続柄入り住民票コピー（個人番号の記載のないもの） 及び ・直近3か月分（連続）の送金相手の判る銀行振込控え，現金書留引受票等のコピー （別居家族の収入以上の額を送金している事）※3
		無 （2022年12月以降に離職，無職無収入，年金無し）※4	・離職票1、2のコピー（雇用保険未加入の場合は退職証明書及び直近1か月の給与明細書コピー）	
		有 （給与）	・直近6か月分（連続）の給与明細書コピー※2	
		有 （年金）	・最新の年金振込通知書コピー又は 年金額改定通知書コピー（源泉徴収票は不可）	
		有 （①給与，②年金，③その他収入の何れか2種類以上の収入がある場合）	・直近6か月分（連続）の給与明細書コピー※2 ・年金受給者は最新の年金振込通知書コピー又は年金額改定通知書コピー（源泉徴収票は不可） ・その他の収入が確認できる書類のコピー	
	結婚 ※5	無 （2022年11月以前から無職無収入，年金無し）	・原則必須書類のみ	
		無 （2022年12月以降に離職，年金無し）※4	・原則離職票1、2 のコピー（雇用保険未加入の場合は退職証明書及び直近1か月の給与明細書コピー）	
		有 （給与）	・直近6か月分（連続）の給与明細書コピー	
		有 （年金）	・最新の年金振込通知書コピー又は 年金額改定通知書コピー（源泉徴収票は不可）	
		有 （①給与，②年金，③その他収入の何れか2種類以上の収入がある場合）	・直近6か月分（連続）の給与明細書コピー※2 ・年金受給者は最新の年金振込通知書コピー又は年金額改定通知書コピー（源泉徴収票は不可） ・その他の収入が確認できる書類のコピー	
	離職	無※4	・離職票1、2のコピー（雇用保険未加入の場合は退職証明書と直近1か月の給与明細書コピー） ・年金受給者は最新の年金振込通知書コピー又は年金額改定通知書コピー（源泉徴収票は不可） ・失業給付金を受給しない場合は「誓約書」（添付資料4－2） 雇用保険未加入の場合は提出不要	
		有 （①給与，②年金，③その他収入の何れか2種類以上の収入がある場合）	・離職票1、2のコピー（雇用保険未加入の場合は退職証明書と直近1ヶ月の給与明細書のコピー） ・直近6ヶ月分（連続）の給与明細コピー※2 ・年金受給者は最新の年金振込通知書コピー又は年金額改定通知書コピー（源泉徴収票は不可） ・その他の収入が確認できる書類のコピー	
	雇用形態変更（正社員からパート）	有	・「雇用契約証明書」(コマツ健保様式) ・年金受給者は最新の年金振込通知書コピー又は年金額改定通知書コピー（源泉徴収票は不可）	
	失業給付受給終了	無	・雇用保険受給資格者証両面コピー	
		有 （受給終了後、パート勤務を始めた場合等）	・雇用保険受給資格者証両面コピー ・雇用契約証明書（コマツ健保様式）	
	今まで扶養していた者が死亡（父が死亡したため、母を扶養に入れたい場合等）	無 （2022年11月以前から無職無収入，年金無し）	・死亡診断書等、死亡日が確認できる書類コピー	
		無 （2022年12月以降に離職，年金無し）※4	・離職票1、2のコピー（雇用保険未加入の場合は退職証明書と直近1か月の給与明細書コピー） ・死亡診断書等、死亡日が確認できる書類コピー	
		有 （給与）	・直近6か月分（連続）の給与明細書コピー※2 ・死亡診断書等、死亡日が確認できる書類コピー	
		有 （年金）	・最新の年金振込通知書コピー　又は 最新の年金額改定通知書コピー ・死亡診断書等、死亡日が確認できる書類コピー	
		有 （①給与，②年金，③その他収入の何れか2種類以上の収入がある場合）	・直近6か月分（連続）の給与明細コピー※2 ・最新の年金振込通知書コピー又は年金額改定通知書コピー ・その他の収入が確認できる書類のコピー ・死亡診断書等、死亡日が確認できる書類コピー	

★義父母の扶養申請で、被扶養者になっていない配偶者がいる場合は、併せて（1）の提出要

(1) 配偶者の直近の給与明細書コピー（連続 6 か月分）
手書きの給与明細の場合は事業主印が必要。
自営業の場合は最新の所得証明書コピー

※1 ・帰国又は入国直後で所得証明書が出せない場合はコマツ健保様式の**「無職無収入誓約書」**。
・事由発生日が 2025 年 1 月 1 日以降の場合は、コマツ健保様式の**「無職無収入誓約書」**を追加。

※2 ・働き始めたばかりで、直近 6 か月分（連続）揃わない場合は、コマツ健保様式の**「雇用契約証明書」**及び揃えられる分の給与明細書コピー。
1 か月も揃わない場合はコマツ健保様式の**「雇用契約証明書」**だけで可。
・給与明細を紛失した場合はコマツ健保様式の**「給与支払証明書」**に直近 6 か月の支給金額を記入して提出。
・自営業者の場合は、直近 3 年分の「確定申告書控え」コピー及び「収支内訳書」または「損益計算書」コピー（税務署印があるもの）。
電子申告の場合は税務署印がないので、受付年月日と受付番号の記載があるもの。
・認定を受ける段階で直近の収入が規定の収入(60 歳未満は 10 万 8 千円，60 歳以上は 15 万円)を超えている場合は認定不可。

※3 ・手渡しは不可。
・事由発生月からの送金証明を毎月提出（1 か月ごとに 3 か月連続）。
（認定日は 3 か月目の送金証明がコマツ健保に到着した日とする）。
3 か月分をまとめて送金した証明は無効。
・無収入の場合は、被保険者の送金によりその人の暮らしが成り立つ額であること（健保で精査）。
・別居の理由が、単身赴任・施設入所の場合に限り送金明細書のコピーは不要。

※4 ・離職後 2 か月以上経過後の申請の場合は、コマツ健保様式の**「無職無収入誓約書」**も必要
・自営業を廃業した場合は、廃業届控えのコピー

※5 ・結婚の場合は、戸籍謄本コピーも提出

★雇用保険（失業保険）を受給（基本手当日額 3,612 円以上、60 歳以上又は障害年金受給者は 5,000 円以上）している間はコマツ健保の扶養から抜けていただくことになります。
都度、所属事業所を通じてコマツ健保宛に申請してください。

【参考】費目別・世帯人員別標準生計費（2023年4月人事院）　　単位：円

費目＼世帯人員	1人	2人	3人	4人
食料費	33,220	33,500	52,750	72,000
住居関係費	46,640	49,610	45,080	40,550
被服・履物費	5,760	3,920	6,340	8,760
雑費Ⅰ注1	24,830	25,830	49,460	73,090
雑費Ⅱ注2	10,460	12,220	16,990	21,770
計	120,910	125,080	170,620	216,170

注１：保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

注２：諸雑費，小遣い等

<< 送金証明として認められるもの >>

＊ 振込人・差出人：被保険者名義であること（被保険者以外の名義は不可）
＊ 受取人：扶養認定申請の対象者

銀行・郵便局（窓口）	・払込依頼書 ・送金証明書 ・払込票	送金額，受取人，振込人の記載があるもの
銀行・郵便局（ＡＴＭ）	・利用明細書	
現金書留	・郵便局からもらう差出人用の控え　および受取人が受け取った封筒のコピー	損害賠償額，受取人，引受日付印が記載されているもの
インターネット	・送金額，受取人，振込人の記載がある書面	

<< 送金証明として認められないもの >>

銀行・郵便局（窓口）	・通帳のコピー （例）被保険者が保管している被扶養者の通帳に被保険者が入金し被扶養者がキャッシュカードで下ろした際の通帳のコピー（受取人と振込人の区別がつかないため）
領収書	・受取人が作成したもの
その他	・送金額，受取人，振込人の記載がないもの

<< 雇用保険（失業保険）受給予定の方 >>

・雇用保険（失業保険）受給開始日まで（原則７日＋3 か月）の期限付き認定。
・雇用保険（失業保険）受給開始日後は基本手当日額等によって、手続きが異なります。
下記を参照の上、所属事業所を通じてコマツ健保に申請してください。

1. 雇用保険受給資格者証(失業保険)の基本手当日額が 3,612 円（60 歳以上又は障害年金受給者は 5,000 円)以上の場合

・扶養削除の手続きと保険証の返却
・雇用保険受給資格者証の両面コピーを提出
※資格喪失証明証を交付しますので、国民健康保険の加入手続きをしてください

2. 雇用保険受給資格者証(失業保険)の基本手当日額が 3,612 円（60 歳以上又は障害年金受給者は 5,000 円)未満の場合

・雇用保険受給資格者証の両面コピー提出と保険証の返却
※保険証は期限を解除（通常期限に）して改めて交付します

3. 妊娠・病気等の理由により、雇用保険(失業保険)の受給を延長する場合

・受給延長通知書コピーの提出と保険証の返却
なお、傷病手当等を受給している場合は、日額が確認できる書類のコピーを提出してください。
（基準は失業保険の基本手当日額と同様です）。
※保険証は、延長通知書の期限で改めて交付します。

4. 保険証の有効期限内に受給できない場合

・雇用保険受給資格者証の両面コピー提出と保険証の返却
※保険証は、雇用保険受給資格者証を確認後、改めて期限付きで交付します。

<< 雇用保険（失業保険）を受給しない場合 >>

従来の扶養認定に必要な書類に追加して『誓約書』（添付資料 4－1）を提出してください。

<<その他の注意点 >>

- 同居・別居の判断は住民票にて確認。
- コマツ健保への申請書到着が事由発生後 1 か月以上経過した場合の認定日はコマツ健保受付日。

<<外国人の場合 >>

●外国人被保険者の配偶者(内縁は不可)と子以外の親族で、1 年未満の滞在の場合は、居住とは認められず、日本の医療保険の受け皿である国民健康保険の被保険者の資格がないので、被扶養者としての認定は不可。

扶養家族が自営業者の場合

自営業(個人事業主)は、経済的に自立した存在であり、自己の責任の下で自ら事業を営み収入を得ることを選択した方です。

因って、原則ご自身で国民健康保険に加入して頂くことになります(収入等の基準が健康保険の被扶養者の基準を満たしているから、という理由だけでは被扶養者認定はできません)。

ただし、下記①及び②については被保険者が生活費を主に負担しているケースも考えられるため、被扶養者として認定審査の対象とします。

① 自ら事業を営み収入を得るのではなく、家督を相続し、細々と営んでいる方等、その収入だけでは生活費を賄うことが困難な場合。

② 直近3年、各年の収入※1 が基準内に納まっている場合。

（社会通念上、事業開始直後は収入減になることはある程度想定され、また、給与所得者と比べ収入の変動が見られることが多いため、原則直近3年の事業実績を確認します。因って、事業実績が3年未満の場合は審査の対象となりません。）

※1 収入＝「収支内訳書」または「損益計算書」の収入欄の金額※2－直接的必要経費※3。

※2 常態として継続性を有する事業（農業、商業、漁業、林業など）の収入の他、投資から生ずる継続性を有する収入、利子収入(4)財産（資産）などを運用して得られる地代、家賃などの収入を含む

※3 主な直接的必要経費の判断：下表

（○：認定，　△：個々の内容、実態確認の上判断，　×：認定不可）

・健保での精査によっては認定できない必要経費もあります

・所得税法上とは異なります

・住居と事業所所在地が同一の場合等、自己消費分と混在の場合は原則認定不可

科目	原材料費	教材費	減価償却費	地代 家賃	租税公課	水道光熱費	旅費交通費	通信費	広告宣伝費	接待 交際費	消耗品費	福利厚生費	修繕費	雑費	給料賃金
可否	○	×	×	△	×	△	△	△	×	×	△	×	△	△	×